

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日



国 税 庁 長 官

届出者 下

所在地

フリガナ

名称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
引継法人に贈与する財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所) 〒 (電話番号 - -)	
	フリガナ 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日

特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細

令和 年 月 日

引継法人

【贈与予定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ
名称

代表者氏名

法人番号

(電話番号)

(- -)

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 千円	使用開始予定 年月日	使用目的
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額

(左欄の金額の計算に関する明細)

円

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始 予定年月日	使用目的
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日

令和 年 月 日

作成税理士
事務所所在地
署名(電話番号)

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)							
通信日付印	寄附者所轄署	1 自署	2 他署(自局)	3 他署(他局)	4 不明	送付年月日	番号確認
						確認者	確認者

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（一定のものを除きます。以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与し、同条第8項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- 2 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「引継法人」欄には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- 5 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄は、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産を引継法人に贈与する場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考） 1
$$\frac{\text{措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \times \text{公益認定法施行規則第67条第2項に規定する公益目的取得財産残額の見込額}^{*1}$$

2
$$\frac{\text{公益認定法施行規則第68条第1項}^{*2}\text{の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \times \text{公益認定法施行規則第68条第3項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額}^{*3}$$

※ 公益認定法施行規則第42条第1項及び第2項又は公益認定法第19条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなった措置法第2条第2項第19号に規定する事業年度に係る公益認定法第22条第1項に規定する財産目録等を同項の規定により公益認定法第3条に規定する行政庁に提出した日前に特定処分を受けた場合における※1～※3は、それぞれ次のとおりとなります。

※1	旧公益認定法施行規則第49条第1号の金額及び同条第2号の金額との合計額
※2	旧公益認定法施行規則第50条第1項
※3	旧公益認定法施行規則第50条第3項第1号の金額及び同項第2号の金額との合計額

- 6 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 7 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「引継法人に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 引継法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等及び引継法人の登記事項証明書等
- 3 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 引継法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等